

子ども・子育て支援新制度における各種基準について

1 平成26年度中に制定予定の条例・規則等について

2 幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準について

3 家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準について

4 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準について

5 保育の必要性の認定について

6 放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準について

# 1 平成26年度中に制定予定の条例・規則等について

26年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・量の見込み、公定価格骨格判明</li> <li>・事業者意向調査</li> <li>・概要、スケジュール広報掲載</li> </ul>								<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付費積算</li> <li>・設置認可申請受付</li> <li>・制度枠組、認定申請手続 施設一覧等広報掲載</li> <li>・1号申請受付</li> <li>・2・3号申請受付</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>合議体への諮問</li> <li>・設置認可</li> </ul>		根拠法令	備考
* ①幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例								認定こども園法 § 13①					
認定こども園法施行細則									認可手続に関する規定等				
様式要綱									認可手続に必要な様式の整備				
認定こども園合議体条例								認定こども園法 § 25	設置認可に関する合議体				
②児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（改）								児福法 § 45①	「保育の内容」に関する基準				
* ③家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例								児福法 § 34の16①					
児童福祉法施行細則（改）									事業の認可手続等				
様式要綱									認可手続に必要な様式				
* ④特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例								支援法 § 34②	（内閣府令に従い）1本化の可能性あり				
* ⑤特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例								支援法 § 46②					
* ⑥保育の必要性の認定に関する規則								児福法 § 24、支援法 § 20③	施設・事業の確認手続等 確認手続に必要な様式				
* ⑦放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例								児福法 § 34の8の2①	認定手続、認定基準 支給認定手続に必要な様式				
過料条例								支援法 § 87					
給付費算定の基準額													
保育の利用に関する規則									保育料、2/3号の入所手続				

「\*」はパブコメ実施

## 2 幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準について

### (1) 新たな幼保連携型認定こども園について

現行制度では、幼稚園は学校教育法(県)、保育所は児童福祉法(市)に基づきそれぞれ認可され、指導監督・財政措置もそれぞれなされている。

新たな幼保連携型認定こども園は、改正認定こども園法に基づき、秋田市が単一の施設として設置するもので、学校および児童福祉施設としての法的位置付けを併せ持つ施設となる。

同時に、「施設型給付」として安定した財政支援を行うことで、設置の促進を図る。

### (2) 設備および運営に関する基準（認可基準）の基本的な考え方

#### ア 国の基本的な考え方

現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とする。その上で、新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、幼稚園と保育所の基準のいずれか高い水準を引き継ぐよう基準を策定し、「従うべき」基準と「参酌」基準に整理。

#### イ 「従うべき」基準

- ①学級編制、配置すべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数
- ②保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの
- ③運営に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの

#### ウ 本市における基準策定の方針

今後普及促進を図ろうとする新たな施設形態であり、一定の質を確保する観点から、国基準と同様の基準とする。（※既存施設からの移行特例あり）

### (3) 基準として策定する項目について

学級編制・職員	設 備	運 営	移行の特例
①学級編制 ②職員配置 ③園長等の資格 ④その他の職員の配置 ⑤短時間勤務(非常勤)の職員の扱い	①建物および附属設備の一体的設置 ②保育室等の設置 ③園舎の階数、保育室の設置階 ④園舎・保育室等の面積 ⑤園庭等の設置・面積 ⑥調理室等の設置 ⑦その他の設備	①平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等 ②教育時間・保育時間等 ③食事の提供 ④園児要録・出席簿 ⑤研修等 ⑥職員会議 ⑦運営状況評価 ⑧苦情解決 ⑨家庭・地域との連携、保護者との連絡 ⑩健康診断 ⑪感染症に係る臨時休業・出席停止 ⑫子育て支援	①建物および附属設備の一体的設置 ②職員室の設置 ③園舎・保育室等の面積 ④保育室等の設置階 ⑤運動場等の設置・面積

### (4) 今後のスケジュール（各基準共通事項）

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 4月上旬～ | 条例案についてパブリックコメント実施(30日間程度) |
| 5月中旬頃 | いただいた意見に対する市の考え等を検討・公表     |
| 6月定例会 | 条例案上程(予定)                  |

### 3 家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準について

#### (1) 家庭的保育事業等について（新児福法 § 6 の 3 ⑨～⑫）

- 家庭的保育事業（利用定員 5 人以下）
- 小規模保育事業（利用定員 6 人以上19人以下）
- 居宅訪問型保育事業（1 対 1 保育）
- 事業所内保育事業（従業員＋地域枠の設定）

→待機児童の大半が満 3 歳未満の児童であることから、上記事業の量的拡充によって待機児童の解消を図ろうとするもの。

→子ども・子育て支援法（§ 7 ⑤）では「地域型保育事業」と定義されている。

#### (2) 設備および運営に関する基準（認可基準）について

##### ア 基本的な考え方

現行の類似の事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定する（実態調査等を踏まえて経過措置や見直しも検討予定）。

##### イ 「従うべき」基準

- ①職員の資格および員数
- ②乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持、児童の健全な発達と密接に関連するもの

##### ウ 本市における基準策定の方針

いずれも本市においては新たな事業形態であり、一定の質を確保する観点から、国基準と同様の基準とする。

#### (3) 基準として策定する項目について

総 則	家庭的保育事業・小規模保育事業 居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者の一般原則</li> <li>②連携施設の設定</li> <li>③非常災害対策</li> <li>④職員の一般的要件</li> <li>⑤職員の資質向上</li> <li>⑥併設の兼務基準</li> <li>⑦差別的取扱いの禁止</li> <li>⑧虐待等の禁止</li> <li>⑨懲戒に係る権限の濫用禁止</li> <li>⑩衛生管理等</li> <li>⑪食事</li> <li>⑫利用者および職員の健康診断</li> <li>⑬各種規程・記録の整備</li> <li>⑭秘密保持等</li> <li>⑮苦情への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①設備の基準（保育室等の面積、屋外遊戯場等の面積、災害対策等）</li> <li>②保育従事者の・員数</li> <li>③保育時間</li> <li>④保育の内容</li> <li>⑤保護者との連絡等</li> </ul>

## 4 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準について

- (1) 確認制度と特定教育・保育施設および特定地域型保育事業について  
 子ども・子育て支援新制度では、市は、「教育・保育施設」(※1)、「地域型保育事業」(※2)事業者からの申請に基づき、各施設・事業の類型に応じた利用定員を定めた上で、給付の対象施設であることを確認し、財政支援を行う。

これを「確認制度」といい、給付の対象となる施設・事業を、「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」という。

※1 「教育・保育施設」＝法、または条例の規定する基準を満たし、認可を受けた幼稚園、保育所、認定子ども園

※2 「地域型保育事業」＝小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育および事業所内保育

### (2) 運営基準の基本的な考え方

#### ア 運営基準について

国が定める基準を踏まえ、市が条例を策定する。

#### イ 「従うべき」基準(※それ以外は「参酌」基準)

##### ①利用定員

- ②施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇および秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

#### ウ 本市における基準策定の方針

基本的に、国基準と同様とする。

### (3) 基準として策定する項目について

利用開始に伴う基準	教育・保育の提供に伴う基準	管理・運営等に関する基準	撤退時の基準
①提供する教育・保育の内容および手続きの説明・同意 ②応諾義務(正当な理由がない提供拒否の禁止) ③定員を上回る利用申込があった場合の選考 ④支給認定証の確認、支給認定申請の援助	①幼稚園教育要領、保育所保育指針に則った教育・保育の提供 ②子どもの適切な処遇(虐待の禁止を含む) ③連携施設との連携(※地域型保育事業) ④上乗せ徴収等の取扱い ⑤特別利用保育・特別利用教育の提供(定員以外の取扱い) ⑥利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)	①運営規程の策定 ②個人情報管理 ③非常災害対策、衛生管理等 ④事故発生の防止、発生時の対応 ⑤評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価) ⑥苦情処理 ⑦会計の区分 ⑧管理・運営に関するその他の事項	①確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

## 5 保育の必要性の認定について

教育・保育施設等の利用を希望する保護者の申請を受けた市は、「保育の必要性の事由」、「保育の必要量」、「優先利用」等の基準に基づき認定する。認定された児童は、認定区分に応じて確認を受けた施設等を利用できる。

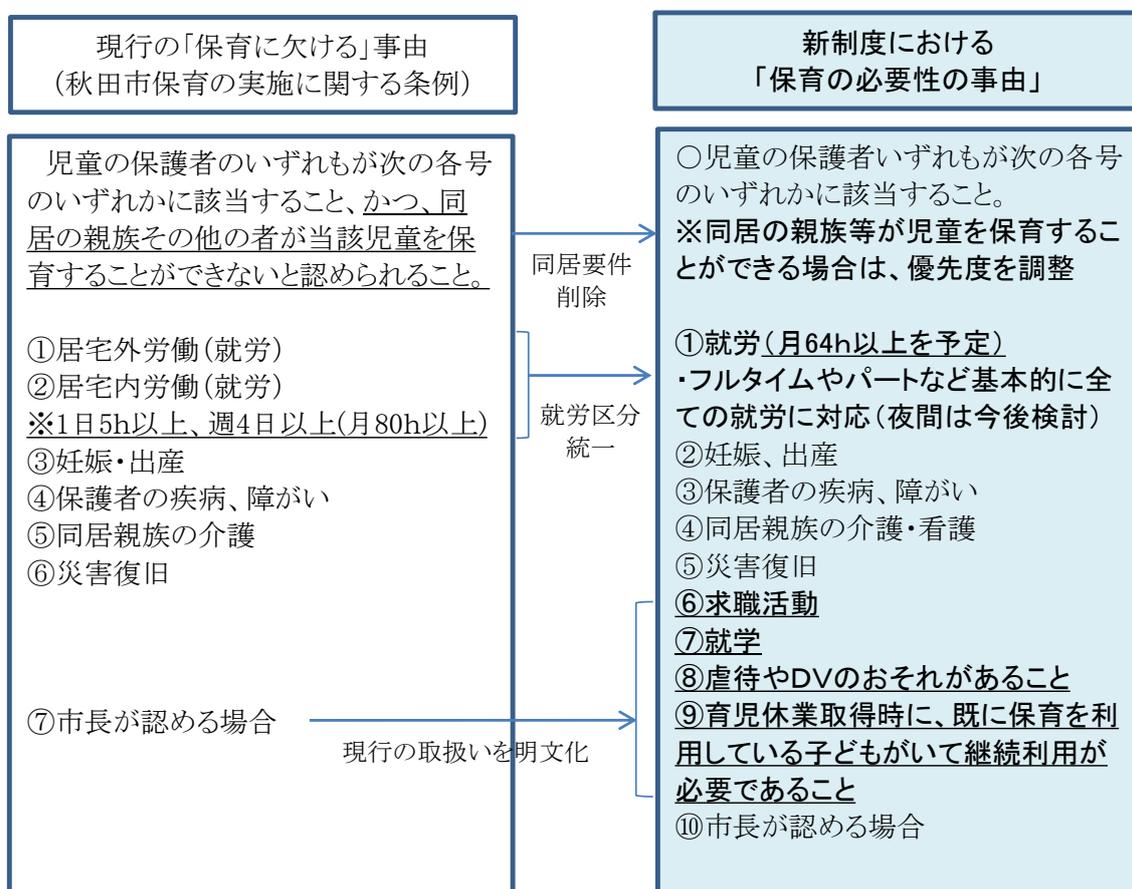
### (1) 認定区分について

子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号～3号の区分に認定される。

区分	保育を必要としない		保育を必要とする	
満3歳以上～ 就学前	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間	2号認定	保育標準時間 保育短時間
満3歳未満児			3号認定	保育標準時間 保育短時間
利用施設	幼稚園・認定こども園		保育所・認定こども園 小規模保育施設等	

### (2) 「保育の必要性の事由」について

保護者のおかれた状況により保育を必要とするか判断する。



### (3) 「保育の必要量」について

(保育を必要とすると判断された) 2・3号認定に該当する場合、その就労時間等に応じて保育の必要量を区分する。

- ①保育標準時間:月120時間以上(1日6時間以上、週5日以上)の就労など
- ②保育短時間:月64時間以上(1日4時間以上、週4日以上)の就労など

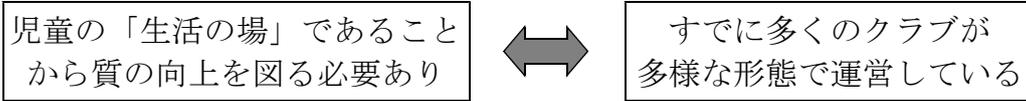
### (4) 「優先利用」について

省令等を参考に、入所審査における加対象や点数配分について検討。

## 6 放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準について

### (1) 放課後児童クラブガイドラインについて

放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもたちに遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業



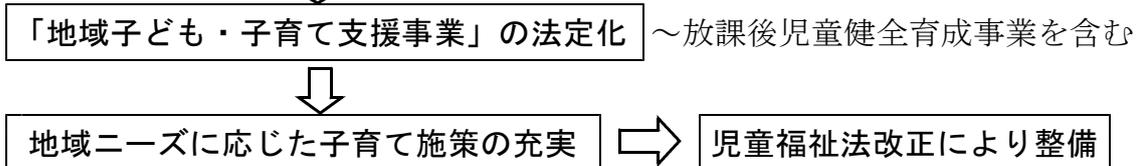
### 平成19年10月「放課後児童クラブガイドライン」を策定（厚労省）

- 各クラブの多様性から「最低基準」という位置づけとしない
- 放課後児童クラブを運営するにあたって必要な基本的事項
- 望ましい方向を目指し、設備又は運営の向上に努める

### (2) 「子ども・子育て関連3法」成立から「基準」の策定へ

(子ども・子育て支援法の基本理念)

- ・内容及び水準は、子どもの健やかな成長のため、良質かつ適切なもの
- ・地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供



### <放課後児童健全育成事業に係る児童福祉法改正内容と設備・運営基準>

	新制度施行後	現 行
対象児童	留守家庭の小学生	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生 (その他健全育成上指導を要する児童)
市の関与	事業開始前の届出、指導監督権など	事業開始後1ヶ月以内に届出など
市の情報収集	事業に関し必要な情報の収集・提供	事業に関し必要な情報の提供
事業実施の促進	公有財産の貸付け等による事業促進	特段の定めなし
設備・運営基準	市が条例で設定(省令準拠)	特段の定めなし(ガイドラインが存在)
職員体制 [従うべき基準]	・児童厚生員と同等の基準+必要な研修を受講した者 ・1クラブに2名配置(うち1名は有資格者)	・児童厚生員と同等の基準 ・人数規定なし(秋田市は1名以上)
集団の規模	・約40人まで ・超過する場合、クラブの分割・複数集団の形成等	・約40人まで ・1クラブで最大70人まで
施設・設備	・約1.65㎡/人	・1.65㎡/人(1.25㎡/人)
開所日	・年間281日以上(国基準250日)	・年間250日以上(281日)
開所時間	・平日5時間、休日8時間(国基準同左)	・平日3時間、休日8時間以上(1日5時間)

【本市の対応】省令基準に準拠することを基本とするが、専用室の面積変更に伴い約66名の待機児童が発生する見込みであるため、面積基準については2年の経過措置期間を設けるとし、平成29年4月1日施行とする